



様式第 16 号(第 12 条関係)

平成 25 年 4 月 30 日

三豊市長 横 山 忠 始 様

所在地 三豊市詫間町詫間 1338 番地 13

名称 まちづくり推進隊詫間

氏名 理事長 宮 川 正 夫

電話番号 0875-83-3639



地域内分権推進交付金実績報告書

平成 24 年 4 月 23 日付け三政地第 6 号-2 により、交付金の交付決定を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第 12 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 実績報告額 22,808,100円
2. 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 決算監査報告書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
 - (5) 収支計算書
 - (6) 全役員名簿
 - (7) 事業年度末の定款又は規約
 - (8) その他市長が必要と認める書類

平成24年度事業報告書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

まちづくり推進隊詫間

1. 事業の成果

市から移譲を受けた事務事業については、大きな混乱もなく、従来の窓口サービス、行政サービスを著しく低下させることなく執行できた。

又、自主事業については、環境美化推進事業や自主防災組織の育成、防災に関するイベントを開催すると共に、まちづくり推進隊に対する理解と協力を得る為に、講演会や会員研修の開催、広報紙の発行、ホームページの開設など広報啓発活動の実施に努めた。とりわけ自主事業を企画立案する部会を設置し、会員の参画を促し、自主的なまちづくりを推進した。

2. 個別事業（移譲業務）

事業名	たくま港まつり			
事業内容	国際貿易港である詫間港の港勢発展と、港を核とした地域コミュニティの形成を祈念し、臨海産業文化の発展に寄与する。 特に今年は、海、港を活かした販わい創出として迎えた太平洋の白鳥「帆船日本丸」には、多くの人々が感動した。			
活動時期	平成24年7月14日（土）～16日（月）			
活動場所	経面2号岸壁、海辺の公園、マリンウェーブ周辺			
来場者	帆船会場 17,000人（うち船内見学者 5,509人） 港まつり、花火会場（23,000人） 合計 40,000人	従事者数	300人	
予算額	収入決算額	5,483千円	支出決算額	5,483千円
	内訳 交付金	5,483千円	内訳 補助金	5,483千円
			※精算による返還金	0円

事業名	紫雲出山桜まつり			
事業内容	荘内半島、とりわけ県内有数の景勝地「紫雲出山」の観光資源を活用し、観光客誘致と住民相互の融和を図る。 (ヴィオラ演奏、バルーンショー、マーガレット苗プレゼント、バザー)			
活動時期	平成24年4月8日から5月6日(イベントは4月8日のみ実施)			
活動場所	紫雲出山頂広場			
来場者	1,100人	従事者数	50人	
予算額	収入決算額	731千円	支出決算額	585千円
	内訳 交付金	731千円	内訳 補助金	585千円
			※精算による返還金	146千円

事業名	花と浦島イベント実行委員会			
事業内容	「マーガレット生産量日本一・浦島伝説発祥の地」 荘内半島の地域活性化・観光振興を目的として、積フラワーパークの運営を始め様々なイベントを開催する。 (花摘みイベント、花植え体験、花和紙体験、浦島旗争奪少年少女スポーツ大会)			
活動時期	通年			
活動場所	積フラワーパーク・市民グラウンド、武道館他			
参加者	一般花摘みイベント 町内外一般 1200名 体験イベント(花植え体験) 詫間小学校 88名 体験イベント(花植え体験) 松崎、箱浦小学校 58名 体験イベント(花植え体験) 大浜小学校 27名 体験イベント(花和紙づくり) 大浜、詫間小学校 113名 体験イベント(花和紙づくり) 松崎、箱浦小学校 55名 園児花摘みイベント 町内各保育所、幼稚園 138名 マーガレット苗プレゼント 市内各小・中学校卒業生 1,500本 浦島旗争奪少年少女スポーツ大会 (野球・バレー・剣道) 町内外スポーツ少年団 56チーム 718名	従事者数	20人	
予算額	収入決算額	4,861千円	支出決算額	4,630千円
	内訳 交付金	4,861千円	内訳 補助金	4,630千円
			※精算による返還金	231千円

事業名	自治会連合会詫間支部事務局			
事業内容	自治会連合会に関する一切の事務（総会、役員会、県外研修等） 自治会からの要望事項に関する相談業務（月平均10件） 支部研修講演会 「成功事例にみる地域再生」 経営コンサルタント春田敬司 広報「みとよ」配布 手配			
活動時期	通年			
活動場所	詫間町全域			
対象者	自治会長及び詫間町民	従事者数	3人	
予算額	収入決算額	305千円	支出決算額	305千円
	内訳 交付金	305千円	内訳 交付金	305千円
			※精算による返還金	0円

事業名	三豊市地区衛生組織連合会詫間支部事務局			
事業内容	地区衛生組織連合会に関する一切の事務 家庭排水路清掃助成事業 24件 ごみ集積所補助事業 4件 環境保全活動 西野仮置場維持管理、田井仮置場整備、散乱ごみ清掃、ボランティア清掃、 不法投棄、分別収集、カールアップ貸出、捕獲器設置手配 資源回収(1~6分館 年4回) 第1回 5月~6月 第2回 8月~9月 第3回 11月~12月 第4回 2月~3月 海岸愛護活動 瀬戸内海クリーン大作戦 参加者9自治会 750人 収集量2.0t さぬき瀬戸クリーンリレー2012 参加者13自治会 520人 収集量1.7t			
活動時期	通年			
活動場所	詫間町全域			
対象者	自治会長、地区衛生委員及び詫間町民	従事者数	3人	
予算額	収入決算額	(2,851千円)	支出決算額	(2,851千円)
	交付金等、別途交付			

事業名	防犯・防災事業			
事業内容	既存防犯灯の修繕 207 件 交通安全キャンペーンの実施 街頭大キャンペーン 4月10日・7月雨天中止・9月28日 グリーンパトロールの手配			
活動時期	通年			
活動場所	詫間全域			
対象者	詫間町住民	従事者数	3人	
予算額	収入決算額	921千円	支出決算額	921千円
	内訳 交付金	921千円	内訳 防犯灯修繕	908千円
			交通キャンペーン	13千円

事業名	公共施設管理事業			
事業内容	詫間町内 10 施設の消耗品補充、軽微な修繕、暖房用燃料補充			
活動時期	通年			
活動場所	支所庁舎福祉センター、勤労会館、松崎コミュニティセンター、自然休養村センター、箱浦ビジターハウス、栗島開発総合センター、詫間ふれあい交流館 第4分館老人いこいの家、大浜老人いこいの家、志々島老人いこいの家			
対象者	詫間町住民	従事予定人数	3人	
予算額	収入決算額	1,040千円	支出決算額	1,040千円
	内訳 交付金	1,040千円	内訳 消耗品	264千円
			修繕料	776千円

3. 個別事業（自主事業）

事業名	ともに考え行動する、自らが創るまちづくり			
事業内容	<p>「市民ができることは市民が」「民間ができることは民間が」を理念とする地域内分権を推進する為の広報啓発活動を実施し、住民意識の高揚、醸成に努める。 HP、広報紙発行、講演会、学習会の開催等 (実施事業)</p> <p>① ホームページ開設 ② 会員研修・意見交換会の実施 10月・四国市民政策機構 ③ 仁尾・詫間合同研修・講演会の実施 3月・市民フォーラム 21 事務局長 ④ 広報誌の発行（年2回・創刊号11月）</p>			
活動時期	通年			
活動場所	詫間町内			
対象者	詫間町住民	従事予定人数	15人	
予算額	収入決算額	165千円	支出決算額	165千円
	内訳 交付金	165千円	内訳 印刷製本費	80千円
			講師謝礼	80千円
			会議費	5千円

事業名	環境美化推進事業			
事業内容	<p>詫間町内全域において、町内一斉清掃を実施する。 ごみのポイ捨て、不法投棄の防止 (実施事業)</p> <p>① 町内一斉清掃 1回目 7月8日(日) 各自治会単位で実施 1,100 kg 収集 2回目 12月9日(日) 各自治会単位で実施 1,150 kg 収集 ② 環境保全活動（散乱ごみ清掃、ボランティア清掃の推進、不法投棄の防止） ③ 海岸愛護活動(さぬき瀬戸クリーンリレー2012) 9月実施 12自治会</p>			
活動時期	通年、一斉清掃年2回（7月、12月）			
活動場所	詫間町内			
対象者	詫間町住民	従事予定者	全町民	
予算額	収入決算額	79千円	支出決算額	79千円
	内訳 交付金	79千円	内訳 ゴミ袋	0千円
			ゴミ処理費	79千円

事業名	人々が助け合う、安全安心のまちづくり			
事業内容	自主防災組織の育成強化 防災に関するイベント(防災フェスタ2012)、講演会等の開催 交通安全運動の推進 (実施事業) ① 自主防災組織の育成 (目標:100パーセント達成) 未組織団体(自治会)の組織化9団体 現組織率 88.5% (54/61) ② 防災に関するイベント(防災フェスタ2012)の開催 幼年消防クラブ防火パレード・防災講演会・東日本大震災現地写真展 消防、展示体験コーナー・警察、展示体験コーナー・ 緊急情報、防災グッズコーナー・非常食試食コーナーの設置等 来場者 700人 ③ 交通安全街頭キャンペーン 4月10日・7月雨天中止・9月28日			
活動時期	通年			
活動場所	詫間町内			
対象者	詫間町住民	従事予定者	50人	
予算額	収入決算額	350千円	支出決算額	350千円
	内訳 交付金	350千円	内訳 イベント経費	156千円
			講師謝礼	45千円
			会議費	8千円
			材料費	141千円

事業名	部会の設置		
事業内容	会員で構成する部会を設置し、地域の課題に即した自主的なまちづくりの企画立案及び、その推進を図る。 ◎ 安全度向上部会 部会員 9人 ◎ 健康度向上部会 部会員 18人 ◎ 魅力度向上部会 部会員 14人		
活動時期	通年		
活動場所	詫間町内		
対象者	各部会員	従事予定者	各部会員

4. 総会、代議員会、理事会等の開催状況

事業名	総会及び理事会の開催
理事会	<p>◎設立総会 平成24年3月4日 13時30分</p> <p>① まちづくり推進隊諮問(仮称)規約の制定について</p> <p>② まちづくり推進隊諮問(仮称)役員を選任について</p> <p>第1回理事会 平成24年3月9日 13時30分</p> <p>① 事務局長の選任について</p> <p>② 平成24年度事業計画及び収支予算について</p> <p>③ 役員報酬及び費用弁償について</p> <p>④ 事務局職員の採用について</p> <p>第2回理事会 平成24年3月17日 13時30分</p> <p>① 役員報酬及び費用弁償について</p> <p>② 平成24年度事業計画について</p> <p>③ 事務局職員の採用及び勤務条件について</p> <p>④ 総会の開催について</p> <p>第3回理事会 平成24年4月10日 18時00分</p> <p>① 平成24年度事業計画及び収支予算について</p> <p>② 総会について</p> <p>◎通常総会 平成24年4月21日 10時00分</p> <p>① 平成24年度事業計画について</p> <p>② 平成24年度収支予算について</p> <p>第4回理事会 平成24年5月12日 13時30分</p> <p>① 事務事業の執行状況について</p> <p>② 臨時職員の雇用について</p> <p>第5回理事会 平成24年6月27日 18時30分</p> <p>① 事務事業の執行状況について</p> <p>② 自主活動の実施について</p> <p>第6回理事会 平成24年8月24日 13時30分</p> <p>① 移譲業務の実施状況について</p> <p>② 自主事業の取り組みについて</p> <p>第7回理事会 平成24年11月12日 18時00分</p> <p>① 部会の設置について</p> <p>② 防災フェスタ2012の開催について</p> <p>③ 平成25年度事業の取り組みについて</p> <p>第8回理事会 平成25年3月30日 15時00分</p> <p>① 平成25年度自主事業について</p> <p>② 平成25年度職員の雇用について</p> <p>③ 平成25年度総会について</p>

決算監査報告書

まちづくり推進隊詫間の平成24年度会計について、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び証拠書類を監査した結果、適正に処理されておりますので報告いたします。

25年 4月 10日

監事 藤井隆盛 (藤井)

監事 工藤加代子 (工藤)

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

平成25年4月30日

団体又は法人の所在地	三豊市詫間町詫間1338番地13
団体又は法人の名称	まちづくり推進隊詫間
代表者氏名	理事長 宮川正夫

決算報告書

第 1 期

自 平成24年 4月 1日

至 平成25年 3月31日

まちづくり推進隊詫間



香川県三豊市詫間町詫間1338番地13

特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

まちづくり推進隊諮問
全事業所

[税込] (単位:円)
平成25年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	3,886,900
小口 現金	30,000	預り金(源泉所得税)	37,080
普通 預金	3,894,300	流動負債 計	3,923,980
現金・預金 計	3,924,300	負債の部合計	3,923,980
流動資産合計	3,924,300	正 味 財 産 の 部	
【固定資産】		【正味財産】	
(有形固定資産)		正味 財産	434,910
機械及び装置	434,590	(うち当期正味財産増加額)	434,910
有形固定資産 計	434,590	正味財産 計	434,910
固定資産合計	434,590	正味財産の部合計	434,910
資産の部合計	4,358,890	負債・正味財産の部合計	4,358,890

特定非営利活動に係る事業会計財産目録

まちづくり推進隊諮問
全事業所

[税込] (単位: 円)
平成25年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金

30,000

普通 預金

3,894,300

現金・預金 計

3,924,300

流動資産合計

3,924,300

【固定資産】

(有形固定資産)

機械及び装置

434,590

有形固定資産 計

434,590

固定資産合計

434,590

資産の部 合計

4,358,890

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金

3,886,900

預り金 (源泉所得税)

37,080

流動負債 計

3,923,980

負債の部 合計

3,923,980

正味財産

434,910

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

まちづくり推進隊詫間

〔税込〕（単位：円）

全事業所

自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日

《経常収支の部》

[経常収支の部]

【経常収入】

補助金収入	22,808,100	
雑収入	70,839	
受取利息収入	320	
経常収入 計		22,879,259

【事業費】

業務委託費	78,854	
諸 謝 金	125,000	
印刷製本費(事業)	80,692	
会 議 費(事業)	22,002	
旅費交通費(事業)	6,820	
通信運搬費(事業)	25,000	
消耗品 費(事業)	347,829	
食 糧 費(事業)	138,917	
修 繕 費(事業)	1,726,001	
水道光熱費(事業)	1,758	
賃 借 料(事業)	3,000	
支払助成金 (11,380,000)	11,002,279	
当期事業費 計	13,558,152	
合 計	13,558,152	
事業費 計		13,558,152

【管理費】

給料 手当	5,998,418	
役員 報酬	664,000	
役員議事報償費	159,000	
法定福利費	845,002	
通 信 費	268,055	
荷造 運賃	1,050	
会 議 費	4,684	
事務用消耗品費	141,444	
備品消耗品費	59,793	
修 繕 費	86,000	
車両燃料費	105,878	
保 険 料	199,890	
租税 公課	8,700	
リース 料	179,890	
業務委託料	9,240	
支払手数料	10,290	
減価償却費	144,863	
管理費 計	8,886,197	

経常収支差額		434,910
--------	--	---------

当期正味財産増加額		434,910
-----------	--	---------

前期繰越正味財産額		0
-----------	--	---

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

まちづくり推進隊 諮問

[税込] (単位: 円)

全事業所

自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日

当期正味財産合計

434,910

全役員名簿

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊詫間

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	宮川 正夫	三豊市詫間町詫間 1180 番地 5	H24.4.1～ H25.3.31	H24.4.1～ H25.3.31
副理事長	江頭 昌道	三豊市詫間町大浜甲 1175 番地 1	H24.4.1～ H25.3.31	H24.4.1～ H25.3.31
副理事長	田尾 雄彦	三豊市詫間町松崎 1819	H24.4.1～ H25.3.31	H24.4.1～ H25.3.31
理事	田坪由香里	三豊市詫間町詫間 3966 番地 3	H24.4.1～ H25.3.31	無
理事	田中 達也	三豊市詫間町詫間 3905 番地 3	H24.4.1～ H25.3.31	無
理事	谷口 勝久	三豊市詫間町箱 325 番地 3	H24.4.1～ H25.3.31	無
理事	富山マユミ	三豊市詫間町松崎 2780 番地 485	H24.4.1～ H25.3.31	無
理事	中田 勝久	三豊市詫間町粟島 544 番地 2	H24.4.1～ H25.3.31	無
理事	森 伸 男	三豊市詫間町大浜 1934	H24.4.1～ H25.3.31	無
理事	矢野 太一	三豊市詫間町詫間 2112 番地 35	H24.4.1～ H25.3.31	無
監事	工藤加代子	三豊市詫間町詫間 418 番地 3	H24.4.1～ H25.3.31	H24.4.1～ H25.3.31
監事	藤井 隆盛	三豊市詫間町詫間 5579 番地 1	H24.4.1～ H25.3.31	H24.4.1～ H25.3.31

まちづくり推進隊詫間 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、まちづくり推進隊詫間と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を香川県三豊市詫間町詫間 1338 番地 13 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい詫間町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(要件)

第5条 この団体の会員は、香川県三豊市詫間町に在住する個人で、第3条に規定する目的に賛同して入会した者とする。

2 会員は、総会に出席し、第19条第1項各号に掲げる事項について議決する権利を有する。

(入会)

第6条 この団体の会員になろうとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第5条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第8条に規定する退会届の提出をしたとき。
- (3) 第9条に規定により除名されたとき。
- (4) 本人が死亡し、並びに会員である法人又は団体が消滅したとき。

(退会)

第8条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約等に違反したとき。

(2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第10条 この団体に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事3人以上10人以内

(2) 監事2人以上

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(選任等)

第11条 役員は、会員の中から選任しなければならない。

2 理事は、理事会において選任案を議決し、総会の承認を経て、当該総会終了後最初の理事会において選任する。

3 監事は、総会において選任する。

4 会長及び副会長は、理事の互選とする。

5 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第12条 会長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この団体の財産の状況を監査すること。

(任期等)

第13条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長及び副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、再々任は認めない。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては総会の承認を経て理事会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。



- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (報酬等)

第 15 条 会長、副会長及び監事は、報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

第 16 条 この団体に、事務局長及びその他の職員を置く。

- 2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、会長が任免し、雇用契約を締結する。
- 3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な給与、賃金、手当などを支払わなければならない。
- 4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 17 条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 18 条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第 19 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 団体の解散
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 理事の選任案又は解任案の承認
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 20 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から請求があったとき。

(招集)

第 21 条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項各号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求め



る会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。
(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。
(定足数)

第23条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。
(議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(表決権等)

第25条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前2項の規定により表決した会員は、第23条、前条第2項、次条第1項第2号及び第44条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第28条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 事務局の組織及び運営に関する事項

- (4) 事務局長、その他の職員の雇用等に関する事項
- (5) 総会承認後の理事の選任又は解任
- (6) 役員職務及び報酬
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) その他運営に関する必要な事項
(開催)

第 29 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(召集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長が行う。

(議決)

第 32 条 理事会における議決事項は、第 30 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 33 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第35条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

（資産の管理）

第36条 この団体の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

（会計の原則）

第37条 この団体の会計は、次の各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（事業計画及び予算）

第38条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第39条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第40条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加と更正）

第41条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第42条 この団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経たうえで、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。



2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。
(事業年度)

第 43 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 44 条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した会員の過半数の承諾を得なければならない。

(解散)

第 45 条 この団体は、総会の決議により解散する。

2 前項の規定によりこの団体が解散するときは、会員総数の過半数の承諾を得なければならない。

第 9 章 活動の区域

(活動の区域)

第 46 条 この団体の活動区域は、香川県三豊市詫間町内とする。ただし、理事会の承認を得たときは、この限りではない。

第 10 章 雑則

(雑則)

第 47 条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、この団体の成立の日から施行する。

2 この団体の設立当初の役員は、第 11 条第 1 項から第 4 項までの規定に関わらず、設立総会において選任する。

3 この団体の設立当初の役員の任期は、第 13 条の規定に関わらず、平成 26 年 5 月 31 日までとする。

4 この団体の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定に関わらず、成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。



これは規約に相違ありません。

平成 25 年 4 月 30 日

団体の所在地 三豊市詫間町詫間 1 3 3 8 番地 1 3
団体の名称 まちづくり推進隊詫間

代表者の氏名 理事長 宮川 正夫

